

2 契約方法の検討について

契約方法を検討する際の流れは下記のとおりである。

「価格競争ができない」又は「価格競争に馴染まない」明確な理由がある。

NO

YES

価格競争による業者選定

競争入札

一般競争入札又は指名競争入札を実施
【自治法第234条、施行令第167条】
※一般競争入札が原則

競争性を確保した少額随契 (見積合わせ)

予定価格200万円以下

【企業令第21条の13第1項第1号、
堺市上下水道局契約規程第3条により
準用する堺市契約規則第11条の2】
(競争入札の実施を制限するものではない。)

※予定価格30万円以下の場合は

1者のみの見積書の徴取でも可。

【堺市上下水道局委託契約事務取扱要綱第2条
により準用する堺市委託契約事務取扱要綱第1
4条第1号】

(見積合わせを制限するものではない。)

随意契約による業者選定

価格競争によらない業者選定

プロポーザル・コンペによる競争が
可能である。

YES

NO

競争性を確保した随意契約 (プロポーザル、コンペ)

【企業令第21条の13第1項
第2号】

1者(特命)随契

【企業令第21条の13第1項
第2号～第9号】